

平成 25 年度



(学生便覧)

広島大学大学院社会科学研究科
Graduate School of Social Sciences

広島大学の理念

平和を希求する精神

新たなる知の創造

豊かな人間性を培う教育

地域社会・国際社会との共存

絶えざる自己変革

○法政システム専攻

住所 〒739-8525 東広島市鏡山一丁目2番1号

電話 082-424-7148

e-mail syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

○社会経済システム専攻

住所 〒739-8525 東広島市鏡山一丁目2番1号

電話 082-424-7189

e-mail syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

○マネジメント専攻

住所 〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号

電話 082-542-6962

e-mail senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

社会科学研究科ホームページ

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/social/>

広島大学学年区分

期	期間	区分
前期	4月 1日～ 4月 8日	春季休業
	4月 9日～ 7月 31日	授業
	8月 1日～ 9月 30日	夏季休業
後期	10月 1日～ 12月 23日	授業
	11月 5日	創立記念日
	12月 24日～ 1月 7日	冬季休業
	1月 8日～ 2月 11日	授業
	2月 12日～ 3月 31日	学年末休業

授業時間

(東広島キャンパス)

月曜日～金曜日 昼間授業時間帯

時限	時間
1	8:45～ 9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

(学生支援室執務時間)

月曜日～金曜日

8時30分～17時15分

(東千田キャンパス)

月曜日～金曜日 夜間授業時間帯

時限	時間
1	18:00～18:45
2	18:45～19:30
3	19:40～20:25
4	20:25～21:10

土曜日

時限	時間
1	11:00～11:45
2	11:45～12:30
3	13:30～14:15
4	14:15～15:00
5	15:15～16:00
6	16:00～16:45
7	16:55～17:40
8	17:40～18:25

(学生支援室執務時間)

月曜日～金曜日

12時30分～21時15分

土曜日

9時45分～18時30分

※ 東千田キャンパスで昼間に開講される科目の授業時間帯は、東広島キャンパスに準じる。

注意

伝達・連絡事項は「My もみじ」と掲示板によりますので、両方を1日に1度は必ず見てください。掲示を見なかつたために思いもかけぬ不利益が生ずることがありますので注意してください。

なお、「掲示板」の位置は、建物平面図を参照ください。

目 次

研究科の概要	1
I 教務関係	
1 各種願・届について	3
2 広島大学大学院社会科学研究科細則	4
3 社会科学研究科履修基準及び開設科目（法政システム専攻）	7
〃 (社会経済システム専攻)	10
〃 (マネジメント専攻)	12
4 大学院共通授業科目等について	14
5 履修手続について	19
6 広島大学大学院社会科学研究科修士論文審査並びに最終試験実施要項	21
7 広島大学学位規則社会科学研究科内規	22
8 社会科学研究科後期課程における研究計画及び課程博士申請要項	29
9 教育職員普通免許状の取得について	32
II 学生活動関係	
1 各種願・届について	35
2 事件・事故発生時の対応について	36
(事件・事故報告書)	
3 通学方法等について	38
1 通学方法について	38
2 交通事故防止について	38
4 学生活動について	39
1 掲示及び連絡方法等について	39
2 学生証及び住所等変更届について	39
3 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）, 通学証明書及び在学証明書について	39
4 授業料納付, 授業料免除について	40
5 奨学金について	40
6 就職について	41
7 アルバイトについて	42
8 保健について	42
9 学生健康保健組合について	44
10 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）について	44
11 学生教育研究賠償責任保険について	44
12 講義室等の使用について	45
13 遺失物・拾得物について	45
14 防犯等への注意について	45
III 修了後の制度	
研究生及び科目等履修生について	47
IV 諸規則	
(全般)	
1 広島大学通則	49
2 広島大学大学院規則	66
3 広島大学学位規則	82
4 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	88
5 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	91
6 広島大学研究生規則	92
7 広島大学外国人研究生規則	94
8 広島大学科目等履修生規則	97
9 広島大学学生交流規則	100
10 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	104
11 学業に関する評価の取扱いについて	106
12 気象警報の発令, 公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	108
13 広島大学授業料等免除及び猶予規則	109
(学生生活)	
14 広島大学学生生活に関する規則	113
15 広島大学学生証取扱細則	115
16 広島大学学生表彰規則	117
17 広島大学学生懲戒指針	119
18 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	124
19 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	126
20 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	128
(構内交通)	
21 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	130
22 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	134
(施設使用)	
23 広島大学大学院社会科学研究科講義室等使用要領	138
24 広島大学東千田校舎体育室使用要領	140
V 教員名簿	
法政システム専攻	143
社会経済システム専攻	145
マネジメント専攻	147
VI 建物配置図	
東広島キャンパス配置図	149
東千田キャンパス配置図	151

研究科の概要

1. 本研究科は、広島大学における大学院改革の一環として構想され、法学研究科修士課程（法学部）、経済学研究科修士課程（経済学部）及び地域研究研究科修士課程（総合科学部）を基礎とし、大学教育研究センター等の協力のもとに設立されたものであり、平成12年度から独立専攻として社会人のために専ら夜間に教育を実施するマネジメント専攻が設置され、平成16年度から「個性ある社会科学」構築にふさわしい教育・研究体制を前進させるため、法律学専攻を法政システム専攻に、経済学専攻を社会経済システム専攻に、また、国際社会論専攻、マネジメント専攻においても専攻の充実を図った。平成18年度に国際社会論専攻が新たに設置された総合科学研究科に移管したことに伴い廃止された。
2. 本研究科は、次の3専攻からなり、各専攻とも積みあげ方式の博士課程であって修業年限を前期2年、後期3年とする。
 - (ア) 法政システム専攻：本専攻は、現代社会が生み出す諸問題の解決という要請に応えうる教育・研究を、主として法律学的アプローチと政治・社会学的アプローチの有機的な連携のうえ行うことを目指している。
 - (イ) 社会経済システム専攻：本専攻は、社会科学の一翼を担うため、経済学を主要な武器に急展開を見せる経済システムや社会システムに着目し、社会に貢献するという志を持ち、直面する様々な問題を、積極的にかつ能動的に解決できる能力を備えた高度な専門職業人と研究者の育成を目指している。
 - (ウ) マネジメント専攻：本専攻は、「地域の経済、社会、文化における独立心あるいは起業心あふれる人材」、「様々な組織の運営にかかわる専門的な知識と能力を有す人材」、「情報化・グローバル化に対応する交渉能力を有し、ネットワークを構築・運用できる人材」、「アジア・中国の日系企業で活躍する日本型マネジメント能力を持った人材」、「理論と実践の融合を図れる研究者」の育成を目指している。
3. 本研究科は、教育研究の活性化を図り、新しい課題に積極的に取り組むため、各専攻とも他専攻、他研究科との教育研究協力に努め、個々の学生指導に当たっても複数教員による指導制を採用している。
4. 本研究科は、社会人・他分野の修士課程修了者で、博士課程後期に編入学を希望する者に対しても広く門戸を開放する。
5. 本研究科の博士課程前期（2年）の修了者には、法政システム専攻においては修士（法学）又は修士（学術）、社会経済システム専攻においては修士（経済学）又は修士（学術）、マネジメント専攻においては修士（マネジメント）の学位を授与する。
また、同後期（3年）の修了者には、法政システム専攻においては博士（法学）又は博士（学術）、社会経済システム専攻においては博士（経済学）又は博士（学術）、マネジメント専攻においては博士（マネジメント）の学位を授与する。

I 教務関係

※ この項では、履修基準（修了のための要件）、手続き方法及び学位取得等について記載しています。

大学院を修了するためには必要な要件等を記載していますので、見逃すことのないよう熟読してください。

1. 各種願・届について

教務関係

区分		提出期限等	備考	参照頁
既修得単位認定願		入学時		P 104
履修登録		別途掲示による	『もみじ』から登録してください。	P 19
研究題目届		入学後速やかに (別途掲示による)		P 5
前博士課程	修士論文題目届	修了予定年度の 9月30日まで	標準修業年限(2年)以外で修了する場合の提出期限等は、各専攻学生支援室に照会してください。	P 21
	修士論文	修了予定年度の 1月31日まで		
博士課程後期	研究計画書 (研究テーマ及び概要)	1年次 5月末日	標準修業年限(3年)以外で修了する場合の提出期限等は、各専攻学生支援室に照会してください。	P 29
	論文概要	2年次 11月20日		
	論文概要の中間発表	2年次の各専攻が定める期間		
	学位請求論文 (草稿)	修了予定年度の 11月20日まで		
	学位論文審査願等	修了予定年度の 1月20日まで		
	学位論文の発表会	3年次の各専攻が定める期間		
休学願		その都度		
出席許可届		〃		
退学願		〃		
留学願		〃		
長期欠席届		〃		
転専攻・転研究科願		〃		
他大学受験届		〃		
改姓届		〃	戸籍抄本を添付してください。	
修了後	研究生許可願	前期 3月15日 後期 9月15日	詳細は、各専攻学生支援室に照会してください。	P 47
	科目等履修生許可願	前期 2月末日 後期 8月末日		

(注) 上記の諸願・届出の用紙は、各専攻学生支援室に備え付けてあります。

証明書自動発行機

在学証明書、修了見込証明書、学業成績証明書及び健康診断証明書（4月に実施する定期健康診断を受診した人のみ。）が必要なときは、証明書自動発行機を利用して下さい。

2. 広島大学大学院社会科学研究科細則

平成 16 年 4 月 1 日

研究科長決裁

広島大学大学院社会科学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）に定めるもののほか、広島大学大学院社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 博士課程前期は、現代の地域社会、企業、官公庁及び国際組織が直面する諸問題の解決に必要な課題分析・政策提案能力を備えた高度専門職業人を育成するため、社会科学諸領域の学問的成果を一段と深めた高度専門教育を行うことにより、教育・研究の両面において地域社会との有機的な連携を目指すことを目的とする。

2 博士課程後期は、現代の地域社会、企業、官公庁及び国際組織が直面する諸問題の解決に必要な課題分析・政策提案能力を備えた高度専門職業人を育成するため、社会科学諸領域の学問的成果を一段と深めた高度専門教育を行い、又、現代社会科学の先端を担う、豊かで深い専門性とともに幅広い学識を備えた研究者の養成を行うことにより、教育・研究の両面において地域社会との有機的な連携を目指すことを目的とする。

(履修プログラム)

第3条 各専攻の博士課程前期に開設する履修プログラムは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	履修プログラム名
法政システム専攻	公共法政プログラム
	ビジネス法プログラム
	グローバル法政プログラム
社会経済システム専攻	ファイナンスプログラム
	経済分析プログラム
	公共政策プログラム
	比較経済システムプログラム
マネジメント専攻	マネジメントプログラム
	アジアマネジメントプログラム

2 博士課程前期の学生は、入学後速やかに各専攻における履修プログラムの届出をしなければならない。

(教育課程)

第4条 本研究科の教育課程は、別表のとおりとする。

(授業科目等)

第5条 各専攻において修得すべき授業科目及びその単位は、別表のとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第6条 本研究科で開設する授業科目の単位は、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第7条 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による履修手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業担当教員の承認を得て履修を認めることができる。

3 学生は、指導教員が必要と認めた場合は、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院社会科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て本研究科で修得したものとみなすことができる。

4 他の研究科の学生は、本研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第8条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。

- 2 前項の場合において、専攻が必要と認めたときは、指導教員のほかに副指導教員2人を定めることができる。
- 3 学生は、指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別な事情がある場合は、研究科長に直接願い出ることができる。

(研究題目)

第9条 学生は、入学後速やかに指導教員の指導により研究題目を研究科長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第10条 本研究科の課程においては、教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条 社会経済システム専攻の学生で、長期にわたる教育課程の履修を希望するものについては、広島大学長期履修の取扱いに関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあっては4年、博士課程後期にあっては6年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 本研究科は、教育上有益と認めるとときは、本研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本研究科において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところによる。

(教員免許)

第13条 学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

専攻名	免許状の種類	免許教科の種類
法政システム専攻	中学校教諭専修免許状	社会
社会経済システム専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

- 2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第14条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、教授会がその目的に応じ適當と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査
(博士課程後期の修了要件)

第15条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文の提出）

第16条 博士課程前期の学生は、所定の期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

第17条 博士課程後期の学生は、所定の期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の審査）

第18条 学位論文の審査については、広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）及び広島大学学位規則社会科学研究科内規（平成16年4月1日研究科長決裁）の定めるところによる。

（最終試験）

第19条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、各専攻で行う。

3 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

（再入学）

第20条 博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り教授会の議を経て、学長に願い出ることができる。

2 再入学した者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経て定める。

3 再入学は、退学前の専攻に入学するものとする。

4 再入学を志願する者に対しては、必要に応じて学力検査を行うことがある。

（退学、休学及び転学）

第21条 退学、休学及び転学については、所定の手続を行い教授会の承認を得なければならぬ。

（転専攻）

第22条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、教授会において特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（雑則）

第23条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

（略）

附 則（平成25年3月22日 一部改正）

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院社会科学研究科細則（以下「新細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 社会科学研究科履修基準及び開設科目

(別表)

法政システム専攻

【履修基準】

○博士課程前期

1	履修基準		
(1)	専門科目	30 単位以上	
(2)	研究指導		
(3)	修士論文		
2	履修方法		
(1)	必修科目	8 単位	
		(標準修業年限未満の修了者については別途定める。)	
(2)	選択必修科目	10 単位以上	
		指導教員指定科目 (選択必修科目から指導教員が指定するもの)	
(3)	選択科目	12 単位以上	
		(① 選択科目、他のプログラムの選択必修科目及び所属する プログラムの選択必修科目から指導教員指定科目を除いた ものから履修する。) (② 他の専攻及び他の研究科の授業科目 (講義・演習) 又は 広島大学大学院共通授業科目は4単位まで選択科目として 履修することができる。)	
	計	30 単位以上	

(注1) 公共法政特講、ビジネス法特講、グローバル法政特講については、講義題目が異なる場合は、重ねて履修することができる。

(注2) プロジェクト研究については、講義題目が異なる場合は、8単位まで重ねて履修することができる。

【公共法政 プログラム】

授業科目		単位数	授業科目		単位数
必修科目	特別研究 I	2		行政組織法論演習	2
	特別研究 II	2		行政過程論演習	2
	特別研究 III	2		行政争訟法論演習	2
	特別研究 IV	2		刑事システム論演習	2
	憲法理論	2	選択必修科目	現代刑法論演習	2
	比較憲法論	2		現代憲法論演習	2
	行政組織法論	2		社会変動分析論演習	2
	行政過程論	2		社会構造分析論演習	2
	行政争訟法論	2		家族支援社会論演習	2
	刑事システム論	2		公私哲学論演習	2
選択必修科目	現代刑法論	2		政治倫理論演習	2
	現代憲法論	2		政策過程論演習	2
	社会変動分析論	2		比較自治体論演習	2
	社会構造分析論	2		租税法演習	2
	家族支援社会論	2		国際租税法演習	2
	公私哲学論	2		共同演習 1	2
	政治倫理論	2		共同演習 2	2
	政策過程論	2	選択科目	財政政策	2
目	比較自治体論	2		地域発展論	2
	租税法	2		地域政策論	2
	国際租税法	2		経済統計分析	2
	公私法政特講	2		公私システム論	2
	憲法理論演習	2		プロジェクト研究	2
	比較憲法論演習	2			

【ビジネス法 プログラム】

授業科目			単位数	授業科目			単位数
必修科目	特別研究 I		2	選択必修科目	契約法演習		2
	特別研究 II		2		家族法演習		2
	特別研究 III		2		経営法演習		2
	特別研究 IV		2		企業法演習		2
選択必修科目	不動産法		2	選択必修科目	民事訴訟の理論と実務演習		2
	物件管理法		2		裁判外紛争処理論演習		2
	契約法		2		雇用関係法演習		2
	家族法		2		共同演習 1		2
	経営法		2		共同演習 2		2
	企業法		2		労働市場分析		2
	民事訴訟の理論と実務		2		日本経済発展論		2
	裁判外紛争処理論		2		経済統計分析		2
必修科目	雇用関係法		2	選択科目	応用ファイナンス		2
	ビジネス法特講		2		公共システム論		2
	不動産法演習		2		プロジェクト研究		2
	物件管理法演習		2				

【グローバル法政 プログラム】

授業科目			単位数	授業科目			単位数
必修科目	特別研究 I		2	選択必修科目	国際環境法政策演習		2
	特別研究 II		2		国際法演習		2
	特別研究 III		2		国際機構法演習		2
	特別研究 IV		2		国際経済法演習		2
選択必修科目	国際環境法政策		2	選択必修科目	国際政治経済論演習		2
	国際法		2		国際刑事政策演習		2
	国際機構法		2		安全保障論演習		2
	国際経済法		2		外交論演習		2
	国際政治経済論		2		国際秩序構築論演習		2
	国際刑事政策		2		比較政治思想論演習		2
	安全保障論		2		国際人権法政策演習		2
	外交論		2		国際関係私法演習		2
必修科目	国際秩序構築論		2	選択科目	共同演習 1		2
	比較政治思想論		2		共同演習 2		2
	国際人権法政策		2		比較経済システム論		2
	国際関係私法		2		プロジェクト研究		2
グローバル法政特講	グローバル法政特講		2				

○博士課程後期

- 1 履修基準
(1) 専門科目 4 単位以上
(2) 研究指導
(3) 博士論文
- 2 履修方法
(1) 必修科目 4 単位
計 4 単位以上

授業科目		単位数
必修科目	法政システム特別演習 I	2
	法政システム特別演習 II	2
選択科目	法政システム特別演習 III	2
	法政システム特別演習 IV	2
	法政システム特別演習 V	2
	法政システム特別演習 VI	2

社会経済システム専攻

【履修基準】

○博士課程前期

1 履修基準

- (1) 専門科目 30 単位以上
- (2) 研究指導
- (3) 修士論文又は課題研究

2 履修方法

- (1) 必修科目 8 単位

特別研究

- (2) 選択必修科目 10 単位

指導教員指定科目

- (3) 選択科目 12 単位以上

選択科目群のほか指導教員指定科目以外の選択必修科目から履修すること。

ただし、この表以外の他プログラム、他専攻、他研究科の授業科目又は広島大学
大学院共通授業科目を 4 単位（社会人特別選抜により入学した者については 8 単位）
まで含めることができる。

【ファイナンスプログラム】

授業科目				単位数	授業科目				単位数
必修科目	別別別別	研究研究研究研究	I II III IV	2 2 2 2	選択必修科目	経済経済日本日本	発展戦連携講講	分析論義義義義	2 2 2 2
	用務務務	フアアアア	イイイイナナナナ	ンンンンスススス		金金金金	融融融融	連連連連連連連連	2 2 2 2
	理財マミ	論務クククク	論務口口口口	研究戦略経済経済		本日本日本日本	銀行銀行銀行銀行	連連連連連連連連	2 2 2 2
	経済クククク	マ計計計計	融融融融	研究分析分析		政策政策日本日本	投資投資銀行銀行	連連連連連連連連	2 2 2 2
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		マニアニアニア	スススス	演習演習特講	2 2 2 2
選択必修科目	経済クククク	済量量量量	時政政政	統系列政政	選択科目	財務会管税企	会計理法業	策策計概融	論論論論法
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		政企企企	政企企企	政企企企	2 2 2 2
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		企企企企	企企企企	企企企企	2 2 2 2
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		企企企企	企企企企	企企企企	2 2 2 2
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		企企企企	企企企企	企企企企	2 2 2 2

【経済分析プログラム】

授業科目				単位数	授業科目				単位数	
必修科目	別別別別	研究研究研究研究	I II III IV	2 2 2 2	選択必修科目	地経地経	方濟濟濟濟	財情分分析	政報演演演演	論析習習習習
	計計計計	量量量量	経济济济	学学学学		経経経経	济济济济	济济济济	济济济济	論析習習習習
	計計計計	量量量量	経济济济	学学学学		経経経経	济济济济	济济济济	济济济济	論析習習習習
	経経経経	マクマクマクマク	済済済済	統系列政政		公國國國	共國際國際	シ公公公	ス共共組	テ政政政政
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		産國國國	地國際國際	業域域域	發融融融	組織組織組織
選択必修科目	経経経経	済済済済	時政政政	研究分析分析	選択科目	財國國國	済國際國際	域域域域	融融融融	展シテス
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		比國國國	比國際國際	較較較較	シ憲憲憲	論論論論法
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		際國國國	際國際國際	政政治治	營政治治	論論論論法
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		際國國國	際國際國際	經政治治	濟經濟濟	論論論論法
	財マ計計計計	労勤勤勤	財政市政	研究分析分析		際國國國	際國際國際	經政治治	濟經濟濟	論論論論法

【公共政策プログラム】

授業科目				単位数	授業科目				単位数
必修科目	特別研究 I	研究 II	研究 III	2	財政政略	分分	政治場	分析	2
	特別研究 IV			2	労働市発	济経	发展戦	論学	2
				2	経済マク	济ク	口口	分析	2
	公共産地公国国際公共公共	シ業域域政策策策	ス組織展	論論論論	マミ	クク	口口	12	2
	地公国国際金融	域政策演習	策自比行	論較政會	マ計	量量	口口	析論	2
	公公共共	政策演習	策行社	統自組變動	計濟	濟較政	統治	論論	2
	共政公共	策特講	特講	2			過	程	2

【比較経済システムプログラム】

授業科目				単位数	授業科目				単位数
必修科目	特別研究 I	研究 II	研究 III	2	財政政略	分分	政治場	分析	2
	特別研究 IV			2	労働市発	シス	公産地國國際	策政	2
				2	公業共業	組織	地國國際	策政	2
	比較経済ヨーロッパ日本政比	システム経済発展治較	システム経済発展	論論論論	公公外國	共共シ交	地國國際	策政	2
	経済比較	経済比較	経済比較	論學學學	融融	シ交序	公公外國	構思	2
	比較経済	システム演習	システム演習	1	國際	序治	國國外國	組織	2
	比較経済	システム演習	システム特講	2	比較	治	國國外國	變動	2
				2	行社政	政	會	過	2

○博士課程後期

1 履修基準

- (1) 専門科目 12 単位以上
- (2) 研究指導
- (3) 博士論文

2 履修方法

- (1) 必修科目 12 単位
- 特別演習 12 単位以上

授業科目		単位数
必修科目	社会経済システム特別演習 I	2
	社会経済システム特別演習 II	2
	社会経済システム特別演習 III	2
	社会経済システム特別演習 IV	2
	社会経済システム特別演習 V	2
	社会経済システム特別演習 VI	2

マネジメント専攻

【履修基準】

○博士課程前期

1 履修基準【マネジメント プ로그ラム】		1 履修基準【アジアマネジメント プログラム】	
(1) 専門科目	30 単位以上	(1) 専門科目	30 単位以上
(2) 研究指導		(2) 研究指導	
(3) 修士論文又は課題研究		(3) 修士論文又は課題研究	
2 履修方法		2 履修方法	
(1) 必修科目	10 単位	(1) 必修科目	10 単位
講義	2 単位	講義	2 単位
特別研究	8 単位	特別研究	8 単位
(2) 選択科目	20 単位以上	(2) 選択必修科目	12 単位以上
計	30 単位以上	(3) 選択科目	8 単位以上
		計	30 単位以上

(注1)本表記載の授業科目のほかに、大学院共通授業科目及び他専攻・他研究科の授業科目のうち研究科が認めるものについては、4単位を限度として選択科目に含めることができる。

(注2)履修する授業科目については、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならぬ。

(注3)選択必修科目の12単位を超えて履修した単位数は、選択科目の履修単位とすることができる。

(注4)マネジメント特講の講義題目は、開講の都度教授会で定めるものとし、講義題目が異なる場合は、重ねて選択科目として履修することができる。

(注5)選択科目におけるマネジメント特講は、最大8単位まで履修することができる。

【マネジメント プログラム】

授業科目		単位数	授業科目		単位数
必修科目	リサーチ・リテラシー特別研究	2 8		経営情報システム論 企業とコミュニケーション	2 2
選択科目	経営戦略論	2		社会心理学 地域政策論	2 2
	組織論	2		地域分析 地域開発論	2 2
	行動論	2		地域経済論 プロジェクトマネジメント	2 2
	人的資源管理論	2		公営事業論 地域経営論	2 2
	マーケティング論	2		国際関係論 地域協力論	2 2
	国際マーケティング戦略論	2		比較文化論 異文化交渉学	2 2
	ベンチャー企業と経済発展	2		異文化コミュニケーション論 異文化ビジネスコミュニケーション	2 2
	中小企業経営論	2		アジア企業論 アジア消費・流通論	2 2
	組織間関係論	2		アジアビジネス事情 ビジネス日本語	2 2
	C S R 論	2		アジアビジネス論 マネジメント特講	2 2
	財務会計論	2		B CM (Business Continuity Management)	2
	会計政策論	2			
	管理会計論	2			
	原価計算論	2			
	マルチメディア基礎論	2			
	社会行動データ解析	2			
	情報システム管理学	2			
	情報ネットワーク論	2			
情報資源管理論	2				

【アジアマネジメント プログラム】

授業科目		単位数	授業科目		単位数
必修科目	リサーチ・リテラシー 特別研究	2 8	選択科目	経営組織論 組織行動論 マーケティング論 組織間関係論 CSR論 会計政策論 原価計算論 情報システム管理学 情報ネットワーク論 経営情報システム論 社会会心理學 地域分分析 地域能開発論 地域経済論 公経営論 地域経営論 国際関係論 異文化交渉学 異文化コミュニケーション論 マネジメント特講 BCM (Business Continuity Management)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	経営戦略論 人的資源管理論 国際マーケティング戦略論 ベンチャー企業と経済発展 中小企業経営論 財務会計論 管理会計論 マルチメディア基礎論 社会行動データ解析 情報資源管理論 企業とコミュニケーション 地域政策論 プロジェクトマネジメント 地域協力論 比較文化論 異文化ビジネスコミュニケーション アジア企業論 アジア消費・流通論 アジアビジネス事情 ビジネス日本語 アジアベンチャービジネス論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			

○博士課程後期

1 履修基準

- (1) 専門科目 12単位以上
 (2) 研究指導
 (3) 博士論文

2 履修方法

- 必修科目 12単位
 計 12単位以上

(注)履修する授業科目については、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

授業科目		単位数
必修科目	マネジメント特別演習Ⅰ	2
	マネジメント特別演習Ⅱ	2
	マネジメント特別演習Ⅲ	2
	マネジメント特別演習Ⅳ	2
	マネジメント特別演習Ⅴ	2
	マネジメント特別演習Ⅵ	2
選択科目	マネジメント講究Ⅰ	2
	マネジメント講究Ⅱ	2

4. 大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院の授業科目のうち、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目を、大学院共通授業科目として提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは「My もみじ」で行ってください。

◇高度専門職業人養成が可能な実践的な教育研究に関する授業科目

社会の変化やグローバル化に対応し、社会の各分野で指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる人材の養成を一層促進する観点から、次の授業科目を提供しています。

<平成 25 年度開講科目>

授業区分 (授業分類)	授業科目名	開設 単位数	開設部局
高度専門職業人養成に 関する科目 (基礎知識・能力)	プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2	外国語教育研究センター
	アドバンスト・イングリッシュ I	2	
	Practical work on writing reports and presentation(1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation(2)	2	
	能力開発特論	2	国際協力研究科
高度専門職業人養成に 関する科目 (専門的な知識・スキル)	科学教育開発基礎論	4	
	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
社会人基礎力に関する 科目 (キャリア設計)	人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
	理工系キャリアデザイン1(コミュニケーション、プレゼンテーション)	1	
	理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
社会人基礎力に関する 科目 (キャリア開発)	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
社会人基礎力に関する 科目 (技術経営)	課題発見・問題解決、発想法	1	若手研究人材養成センター
	経済事情	1	
	実務マネジメントとリーダーシップ	1	
	ベンチャ一起業論(MOT-1)	2	工学研究科
	技術戦略論(MOT-2)	2	
	知的財産及び財務・会計論(MOT-3)	2	
	技術移転論(MOT-4)	2	
	イノベーション技術経営論(MOT-5)	2	
	Management of Technology for Innovation(MOT-E1)	2	
	Technology Transfer(MOT-E2)	2	
研究能力の育成に関す る科目 (研究能力)	学術文章の書き方とその指導法 －大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科

◇平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」を開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、次の授業科目を提供しています。

なお、社会科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

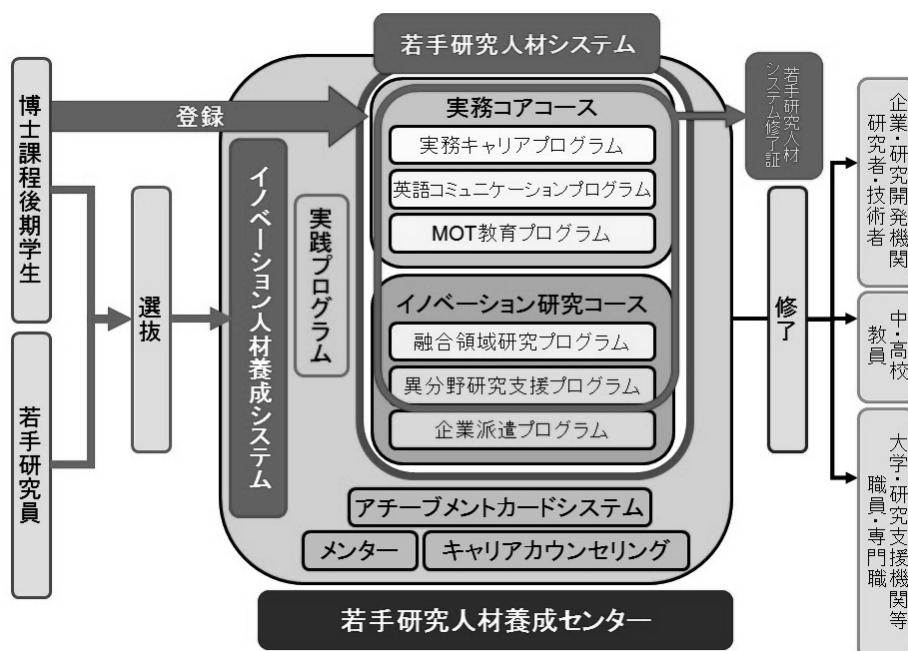
<平成25年度開講科目>

授業区分 (授業分類)	授業科目名	開設 単位数	開設部局
平和に関する科目	文明共存論	2	総合科学研究科 社会科学研究科 国際協力研究科
	英米社会論(国際関係)	2	
	グローバル・ガバナンス特論(地球市民と平和)	2	
	国際関係特論	2	
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	都市と市民による平和の創造	2	

○若手研究人材養成センター提供プログラム 地方協奏による挑戦する若手人材の養成計画ー (受講対象者 : プログラムによって異なる)

「地方協奏による挑戦する若手人材の養成計画」は、地域の企業等と連携し、博士課程後期の学生及び若手研究員を若手研究人材として養成し、広島大学から産官学の各界に輩出する計画です。本取組みは、文部科学省科学技術人材育成費補助金「ポストドクター・インターンシップ推進事業（イノベーション創出若手研究人材養成）」の補助事業です。

男女を問わず、独自の専門に裏打ちされた幅広い知識と興味をもち、新分野に挑戦する活力のある人材を養成します。養成した人材の進路は、企業や研究機関等の研究者・技術者、中高校の理科の教員、大学や研究支援機関等の職員を想定しています。



◇若手研究人材システムプログラム・・・選抜なし

広島大学の博士課程後期の学生は、誰でも受講できます（特別な経費はかかりません。）。登録ページ（<http://wakate.sci.hiroshima-u.ac.jp/yrec/>）から、登録してください。若手研究人材養成センターで提供する実践プログラムを選択して受講します。受講者の修得単位や取組み実績は、アチーブメントカードシステムにより一元管理し、それに基づき指導・助言します。必要な基準を満たしたことが認められると「若手研究人材システム修了証」が授与されます。

<平成25年度「実践プログラム」開講科目>

※実務キャリアプログラム、英語コミュニケーションプログラム及び MOT 教育プログラム対象科目は、大学院共通授業科目としても位置付けられています。

◆実務キャリアプログラム◆

授業科目名	開設 単位数	開設部局
理工系キャリアデザイン1(コミュニケーション、プレゼンテーション)	1	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
課題発見・問題解決、発想法	1	
経済事情	1	若手研究人材養成センター
実務マネジメントリーダーシップ	1	

◆英語コミュニケーションプログラム◆

授業科目名	開設 単位数	開設部局
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	

◆MOT 教育プログラム◆

授業科目名	開設 単位数	開設部局
ベンチャー起業論(MOT-1)	2	工学研究科
技術戦略論(MOT-2)	2	
知的財産及び財務・会計論(MOT-3)	2	
技術移転論(MOT-4)	2	
イノベーション技術経営論(MOT-5)	2	
Management of Technology for Innovation(MOT-E1)	2	
Technology Transfer(MOT-E2)	2	

◆融合領域研究プログラム◆

授業科目名	開設 単位数	開設部局
5研究科共同セミナー	2	5研究科(総合科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、生物圏科学研究科)
理学融合基礎概論	2	
プロテオミクス実験法・同実習	2	
バイオインフォマティクス	2	
量子情報科学	2	理学研究科

◇イノベーション人材養成システム・・・選抜あり

理系の研究科等に所属する博士課程後期の大学院生及び博士学位取得後 5 年以内の若手研究者を対象としています。選抜された被養成者には、センターが提供する実践プログラム（実務キャリア、英語コミュニケーション、MOT 教育、融合領域研究、異分野研究支援、企業派遣プログラム）の受講に加えて、学外機関によるビジネス英語研修やビジネスマナー講習への参加を支援します。被養成者の修得単位や取組み実績は、アチーブメントカードシステムにより一元管理し、それに基づき、メンターが指導・助言します。

企業等での 3 ヶ月間以上のインターンシップにより、自身の将来を具体的に考える機会を提供します。インターンシップ先は、広島大学が進める本事業について連携企業として覚書等を締結した企業等です。インターンシップ前の事前学習に始まり、企業等とのマッチング・企業での自己 PR に関するプレゼンテーション資料の作成、インターンに係る旅費や給与まで幅広く支援します。

実践プログラムを受講し、長期インターンシップに参加した者には、「イノベーション人材養成システム修了証」が授与されます。

※選抜とは：毎年 9 月と 3 月の、年 2 回、選抜を行います。選抜の日程や詳細については、下記 URL に案内を掲載します。また、「My もみじ」にもお知らせを掲載いたします。

【若手研究人材養成センター提供プログラムについての問合せ先】

広島大学 若手研究人材養成センター

Tel : 082-424-6213 Fax : 082-424-4565

E-mail : wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp

URL : <http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/>

○ 「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

(受講対象者：理系の大学院生)

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは、循環型持続的社会基盤の形成に必要な知識・技術を習得し、個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には、必修科目（4 単位）と選択科目（4 単位）の単位取得が必要で、プログラム修了生には、「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

<平成 25 年度開講科目>

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
選択	保全生態学	2	総合科学研究科
	共生微生物学	2	
	生物多様性科学	2	
	地球構成物質論	2	
	表層物質動態論	2	
	表層環境変動論	2	
	気候変動災害論	2	
	複雑系基礎論	2	
	複雑系構造論	2	
	相関系量子論	2	
	相関系物質論	2	
	相関系計測論	2	

区分	授業科目名	開設 単位数	開設部局
選択	環境物質循環論	2	理学研究科
	資源地質学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	生物化学I	2	
	分析化学II(隔年)	2	
	理学融合基礎概論	2	
	社会実践理学融合特論	2	
	プロテオミクス	2	
	放射線反応化学	2	
	分類・進化	2	
選択	物理学概論	2	先端物質科学研究科
	生命科学概論	2	
	エレクトロニクス概論	2	
	水素機能材料学	2	
	フロンティア生命科学(隔年)	2	
	フロンティア生命機能工学(隔年)	2	
	分子・バイオデバイス工学	2	
選択	環境化学工学特論	2	工学研究科
	環境高分子化学特論	2	
	グリーンプロセス工学論	2	
	高分子工学論	2	
	超分子化学特論	2	
	有機触媒化学論	2	
	材料物性化学論	2	
	物質移動特論	2	
	陸域生物圏フィールド科学入門	1	
選択	陸域生物圏フィールド科学演習	1	生物圏科学研究科
	食品衛生微生物学 I	1	
	食品衛生微生物学 II	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
	海洋生態系評価論入門	1	
	海洋生態系評価論	1	

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】

広島大学 サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327

E-mail: hutt-qaa@office.hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/>

5. 履修手続について

履修基準（広島大学大学院社会科学研究科細則第5条～第7条）に基づき、下記により履修手続を行ってください。

なお、この履修手続を行わないと聽講はもちろんのこと、単位の認定もなされません。

1. 履修手続方法

「学生情報の森 もみじ」（以下『もみじ』とします。）より履修登録を行ってください。

『もみじ』は広島大学ホームページ（<http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html>）に掲載しています。

なお、『もみじ』の操作マニュアルは、「My もみじ」に掲載されています。

また、次頁の『もみじ』に関する注意事項を熟読してください。

2. 履修登録期間

前 期 }
後 期 } 授業開始日から原則2週間以内（詳細は別途掲示します。）

（授業時間割表は、前期の手続期間中に「前・後期分」を配布します。また、シラバスを『もみじ』で確認することもできます。）

3. 手続上の注意事項

- (1) 授業時間割表（またはシラバス）を参考にして、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、登録してください。
- (2) 履修登録の確認期間を設けますので、必ず『もみじ』画面上で確認してください。
確認期間後の変更・追加・新規届出は認められません。
- (3) 『もみじ』にログインするために必要な広大パスワードは、新入生ガイダンスで配付します。

なお、パスワード変更（忘失）の際は、所属の学生支援室（下記参照）まで申し出てください。

法政システム専攻
社会経済システム専攻
マネジメント専攻 } 社会科学研究科学生支援室
東千田地区支援室

「学生情報の森 もみじ」に関する注意事項

「学生情報の森 もみじ」（以下、「もみじ」とします。）は、広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじTop」と、広大ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

以下に「もみじ」に関する注意事項を示します。

(1) 広大IDと広大パスワード

「My もみじ」を安全に利用するためには、広大IDと広大パスワードを使用します。これらは他人に知られないようにしてください。第三者による成績などの個人情報の参照や履修登録科目の書き換えなどを防ぐためです。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修登録

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報は指導教員の学生指導、事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあった際には所属の学生支援室へ速やかに届け出してください。なお、メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク（HINET2007）からアクセスしている場合は「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、学生生活に関する調査や、授業改善につながる授業評価アンケートなどが行われます。

(7) 進路・就職

進路・就職に関する情報（進路希望入力、就職活動入力、進路決定入力）を入力する必要があります。求人や就職先の情報などを入手することもできます。

(8) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」には、学内外のネットワークに繋がったパソコンからアクセスできます。学籍情報、成績情報等、個人情報が含まれる情報の参照については、学内ネットワークに限定されています。また、掲示、休講補講教室変更、試験情報には、携帯電話から「もみじ MOBILE」を利用しアクセスできます。

(9) 「もみじ」の利用可能時間について

「もみじ」は 24 時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじ Top」の「システム管理者からのお知らせ」や、「もみじ MOBILE」トップページなどで通知します。

(10) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に記載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

6. 広島大学大学院社会科学研究科修士論文審査 並びに最終試験実施要項

(修士論文題目届)

第1 修士論文（以下「論文」という。）を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得て当該年度9月30日までに、論文題目届を研究科長（社会科学研究科学生支援室または東千田地区支援室）に提出する。

(論文提出)

第2 論文提出期限は、1月31日午後5時とする。ただし、1月31日が日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日午後5時とする。

ただし、マネジメント専攻にあっては、1月31日午後9時（1月31日が土曜日に当たるときは午後6時30分）とし、1月31日が日曜日又は月曜日に当たるときは、これらの日の翌日午後9時とする。

2 論文提出部数は、3部（正本1部、副本2部）とする。

3 論文の様式、作成要項に関しては各専攻毎に指示を与える。

4 論文は、指導教員の承認を得て研究科長（社会科学研究科学生支援室または東千田地区支援室）に提出するものとする。

5 研究科長は、受理した論文を審査委員会に付託するものとする。

(年度中途の修了者の論文題目届・論文提出期限)

第3 第1及び第2の定めにかかわらず、年度の中途中において修了する見込みの学生の論文題目届及び論文提出期限は、別に指示する。

(論文審査)

第4 審査委員会は、指導教員並びに研究科教授会が承認した教員2名以上をもつて編成する。

2 審査委員会は、論文の審査に当たり、論文に評価（概評）を付し、合格、不合格を決定する。

(最終試験)

第5 最終試験は、審査委員会が論文を中心として筆記又は口頭により行い、合格、不合格を決定する。

2 最終試験は、原則として2月末日までに終了するものとする。

7. 広島大学学位規則社会科学研究科内規

平成 16 年 4 月 1 日
研究科長決裁

広島大学学位規則社会科学研究科内規

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査
- 第 3 章 論文提出による学位審査
- 第 4 章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査
- 第 5 章 雜則
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 広島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号。以下「規則」という。)第 17 条の規定に基づき、この内規を定める。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第 2 条 規則第 3 条第 2 項に定める学位に付記する専攻分野の名称のうち広島大学大学院社会科学研究科(以下「研究科」という。)に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	専攻分野の名称	
	修士	博士
法政システム専攻	法学又は学術	法学又は学術
社会経済システム専攻	経済学又は学術	経済学又は学術
マネジメント専攻	マネジメント	マネジメント

第 2 章 研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件)

第 3 条 規則第 2 条第 2 項に規定する博士課程後期修了のため学位論文(以下「論文」という。)を提出することができる者は、広島大学大学院社会科学研究科細則(平成 16 年 4 月 1 日研究科長決裁。以下「研究科細則」という。)第 15 条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を修得することが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。

(論文提出の時期)

第 4 条 前条に規定する論文の提出の時期は、第 3 年次の 1 月 20 日までとする。ただし、3 年を超えて在学する者及び研究科細則第 15 条ただし書に該当する者は、隨時提出することができる。

(論文提出の手続)

第 5 条 第 3 条の規定に該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を指導教員の承認

を得て研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 1通
- (2) 論文 3通
- (3) 論文目録 3通
- (4) 論文の要旨 3通
- (5) 履歴書 3通
- (6) 参考論文のあるときは、参考論文 3通

(論文の受理)

第6条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があつたときは、当該論文を受理すべきか否かを研究科教授会(以下「教授会」という。)に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 規則第5条第1項に定める審査委員会は、教授会の教授のうちから選出された3名以上の審査委員をもつて組織する。ただし、教授会において必要と認めたときは、研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

2 審査委員会に主査を置き、研究科の教員をもつて充てる。

(学位論文の発表)

第8条 学位審査において、論文発表会を公開で実施するものとする。

第3章 論文提出による学位審査

(学位授与の申請をすることができる者の資格要件)

第9条 規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学の卒業者で、6年以上の研究歴を有するもの
- (4) 前各号に掲げる者以外の者で、10年以上の研究歴を有するもの

(論文提出の手続)

第10条 前条各号のいずれかに該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 論文 3通
- (3) 論文目録 3通
- (4) 論文の要旨 3通
- (5) 履歴書 3通
- (6) 参考論文のあるときは、参考論文 3通
- (7) 最終学校の卒業証明書(大学院修了証明書を含む。) 1通

(論文の受理)

第11条 論文の受理については、第6条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第 12 条 審査委員会については、第 7 条の規定を準用する。

2 規則第 5 条第 2 項に定める試問委員会は、3 人以上の試問委員(審査委員が試問委員を兼ねることができる。)をもつて組織し、1 人が主査となる。

(学位論文の発表)

第 13 条 学位審査において、論文発表会を公開で実施するものとする。

(試験又は試問の適用年限)

第 14 条 規則第 6 条第 4 項の所定の年限は、5 年とする。

第 4 章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査

(修士の学位の審査)

第 15 条 修士の学位の審査等については、別に定める。

第 5 章 雜則

(書類の様式)

第 16 条 関係書類の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 8 号までのとおりとする。

(その他)

第 17 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

(略)

附 則 (平成 22 年 10 月 27 日 一部改正)

この内規は、平成 22 年 10 月 27 日から施行する。

別記様式第 1 号

平成 年 月 日

広島大学大学院社会科学研究科長 殿

広島大学大学院社会科学研究科
博士課程後期 専攻
学位に付記する専攻分野の名称
博士()

氏名 印

学位論文審査願

広島大学大学院社会科学研究科博士課程後期修了の認定を受けるため、下記のとおり
関係書類を提出いたしますから、審査くださるようお願いします。

記

論文	3 通
論文目録	3 通
論文の要旨	3 通
履歴書	3 通
参考論文	3 通

別記様式第 2 号

平成 年 月 日

広島大学長 殿

氏名 印

学位申請書

貴学学位規則第 4 条第 3 項の規定に基づき学位論文、論文要旨、履歴書及び審査手数
料〇〇〇円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。

別記様式第3号

論文目録

氏名 印

学位論文

論文題目

公表の方法

公表年月日及び冊数 年 月 日 冊

参考論文

論文題目

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は、和訳を付けて、外国語、日本語の順序で列記すること。
 - (2) 参考論文が2編以上ある場合は、列記すること。
 - (3) 論文をまだ公表していないときは、公表の方法及び時期の予定を記載すること。
 - (4) 用紙の規格は、A4とし、縦にして、左横書きとすること。
-

別記様式第4号

論文の要旨

氏名

論文題目

論文の要旨

備考 要旨は、4,000字以内とする。

別記様式第 5 号

履歴書

本籍(都道府県名)

現住所

氏名

生年月日

学歴

年　　月　　日

職歴

年　　月　　日

研究歴

年　　月　　日

賞罰

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏名

印

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載すること。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4 とし、縦にして左横書きとすること。

別記様式第 6 号

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 ()	氏名	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1・2 項該当		
論文題目			
論文審査担当者			
主　　査		印	
審査委員		印	
審査委員		印	
〔論文審査の要旨〕			

備考 要旨は、1,500 字以内とする。

別記様式第 7 号

試験の結果の要旨

報告番号 広大 第 号 氏名

試験担当者 主査 印
審査委員 印
審査委員 印

試験の結果の要旨

備考 要旨は、400字程度とし、試験の方法も記載すること。

別記様式第 8 号

試問の結果の要旨

報告番号 広大 第 号 氏名

試問担当者 主査 印
試問委員 印
試問委員 印

試問の結果の要旨

備考 要旨は、400字程度とし、試問の方法も記載すること。

8. 社会科学研究科後期課程における研究計画 及び課程博士申請要項

博士課程後期の学生の修了（課程博士）については、「広島大学大学院規則」，「広島大学大学院社会科学研究科細則」，「広島大学学位規則」及び「広島大学学位規則社会科学研究科内規」等の規程によるが，研究計画及び学位申請手続き等は，以下のとおりである。

なお，これは平成16年度以降に入学又は進学する学生に適用するものである。

I. 標準修業年限（3年）における修了認定

1. 研究計画書の提出

学生は，指導教員の指導により，1年次5月末日までに研究計画書を提出するものとする。

提出された研究計画書（研究テーマ及び概要）は，研究科教授会の承認を得るものとする。

2. 中間発表

研究計画の承認を得た学生は，指導教員の研究指導により研究計画に従って研究を行い，2年次の各専攻が定める期間内に，論文の概要等について公開の場で中間発表を行うものとする。

3. 論文概要の提出

- (1) 研究計画の承認を得た学生は，2年次の9月末日から同11月20日までの間で各専攻別に定める期日までに論文概要を指導教員に提出し，了承を得るものとする。
- (2) 論文概要是，4,000字以上とし別に定める様式に従って作成する。
- (3) 指導教員の了承を得た学生は，直ちに論文概要を提出する。
- (4) 研究科教授会は，提出された論文概要について審議する。

4. 学位請求論文の提出

- (1) 論文概要が研究科教授会において承認された学生は，修了予定年度の11月10日までに学位請求論文を指導教員に提出し，指導教員の了承を得なければならない。
- (2) 学位請求論文（草稿）は，修了予定年度の11月20日までに研究科長に提出し，予備審査を受けなければならない。
- (3) 予備審査において受理すべきであると認められたときは，学位論文審査願に論文目録，学位請求論文，論文要旨及び履歴書それぞれ3通を添えて修了予定年度の1月20日までに提出しなければならない。
- (4) 研究科教授会は，提出された学位請求論文が受理されたときは，直ちに審査委員会を設けるものとする。

5. 学位請求論文の発表

- (1) 学位審査において，論文発表会を公開で実施するものとする。
- (2) 実施時期等については，各専攻で定めるものとする。

6. 最終試験

- (1) 審査委員会は、所定の単位を修得し（修得見込みを含む。），かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について最終試験を行う。
- (2) 最終試験は、原則として、口述試験により行う。詳細は、各専攻別に定める。
- (3) 最終試験の実施については、研究科教授会の議を経て発表する。

7. 学位請求論文の審査

審査委員会は、論文の審査及び試験を2月末日までに終了し、研究科教授会にその審査結果を報告しなければならない。

研究科教授会は、投票によって合格又は不合格を決定する。

8. その他

この要項に規定した提出期限は、当該期日の午後5時とする。当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

ただし、マネジメント専攻にあっては、当該期日の午後9時（当該期日が土曜日に当たるときは午後6時30分）とし、当該期日が日曜日、月曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

II. 標準修業年限以外の時期における修了認定

1. 標準修業年限以外の時期の修了認定は、各年度の9月期と3月期に行う。

2. 9月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| (1) 論文概要の提出 | 3月末日から5月20日までの間で各専攻が定める期日 |
| (2) 学位請求論文の提出について指導教員の了承 | 翌年（修了予定年度）5月10日まで |
| (3) 学位請求論文の予備審査願 | 同 5月20日まで |
| (4) 学位請求論文の提出 | 同 7月20日まで |
| (5) 学位請求論文の審査 | 同 8月末日まで |

3. 3月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、前項Iの日程に準ずるものとする。

4. その他の事項については、前項Iによる認定の場合と同様とする。

III. 研究計画書の提出から論文概要の提出までの期間、及び論文概要の提出から学位論文予備審査願までの期間は短縮することができる。

社会科学研究科博士課程後期（標準修業年限3年）研究計画及び審査日程表

		大 学 院 学 生	指 導 教 員	専 攻 教 員 会	研究科教授会
第一 年 次	前 期	研究計画書の提出 5月末日まで	研究計画書了承 論文作成指導		研究計画の承認
	後 期				
第二 年 次	前 期	中間発表 各専攻が定める期間 内に行う			
	後 期	論文概要の提出 9月末日から11月20日 までの間で各専攻が 定める期日	論文概要の了承		論文概要の承認
第三 年 次	前 期				
	後 期	(学位請求論文の提出について指導教員の了承 11月10日まで) 学位論文予備審査願 11月20日まで 学位請求論文提出 1月20日まで 最終試験 課程修了・学位取得		(予備審査) (学位請求論文の審査) (口述試験等) (審査委員会の審査報告 2月末日まで)	学位請求論文受理 審査委員会設置 学位審査及び投票

9. 教育職員普通免許状の取得について

中学校教諭一種免許状の社会又は高等学校教諭一種免許状の地理歴史、公民を取得している者が、下記以降に各専攻毎の表に示してある授業科目のうちから24単位以上取得すれば、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の授与を申請することができます。

教育職員免許法に定める科目一覧

法政システム専攻

免許状の種類	免許教科	免許法上の科目区分	該当する授業科目
中学校教諭専修免許状	社会	社会の関係科目	憲法理論 比較憲法論 行政組織法論 行政過程論 行政争訟法論 刑事システム論 現代刑法論 現代憲法論 社会変動分析論 社会構造分析論 家族支援社会論 公共哲学論 政治倫理論 政策過程論 比較自治体論 租税法 国際租税法 憲法理論演習 比較憲法論演習 行政組織法論演習 行政過程論演習 行政争訟法論演習 刑事システム論演習 現代刑法論演習 現代憲法論演習 社会変動分析論演習 社会構造分析論演習 家族支援社会論演習 公共哲学論演習 政治倫理論演習 政策過程論演習 比較自治体論演習 租税法演習 国際租税法演習 不動産法 物件管理法 契約法 家族法 経営法 企業法 民事訴訟の理論と実務 裁判外紛争処理論 雇用関係法
高等学校教諭専修免許状	公民	公民の関係科目	

免許状の種類	免許教科	免許法上の科目区分	該当する授業科目
中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民	社会の 関係科目 公民の 関係科目	不動産法演習 物件管理法演習 契約法演習 家族法演習 経営法演習 企業法演習 民事訴訟の理論と実務演習 裁判外紛争処理論演習 雇用関係法演習 国際環境法政策 国際法 国際機構法 国際経済法 国際政治経済論 国際刑事政策 安全保障論 外交論 国際秩序構築論 比較政治思想論 国際人権法政策 国際関係私法 国際環境法政策演習 国際法演習 国際機構法演習 国際経済法演習 国際政治経済論演習 国際刑事政策演習 安全保障論演習 外交論演習 国際秩序構築論演習 比較政治思想論演習 国際人権法政策演習 国際関係私法演習

教育職員免許法に定める科目一覧

社会経済システム専攻

免許状の種類	免許教科	免許法上の科目区分	該当する授業科目
中学校教諭 専修免許状	社会	社会の関係科目	応用ファイナンス 理論ファイナンス 財務戦略論 ファイナンス演習1 ファイナンス演習2 計量経済学1 計量経済学2 経済統計分析 マクロ経済学 ミクロ経済学 経済時系列分析 財政政策 労働市場分析 財政学 経済発展分析 マクロ金融分析 経済戦略論 地方財政論 経済情報分析 経済分析演習1 経済分析演習2
高等学校教諭 専修免許状	公民	公民の関係科目	公共システム論 産業組織論 公共政策論 地域発展論 国際公共政策1 国際公共政策2 国際金融システム論 公共政策演習1 公共政策演習2 比較経済システム論 ヨーロッパ経済システム論 日本経済発展論 政治経済学 比較経済学 比較経済システム演習1 比較経済システム演習2

II 学生生活関係

※ この項では、学生生活に関する事項及び授業料免除、奨学金等について記載しています。

1. 各種願・届について

学生生活関係

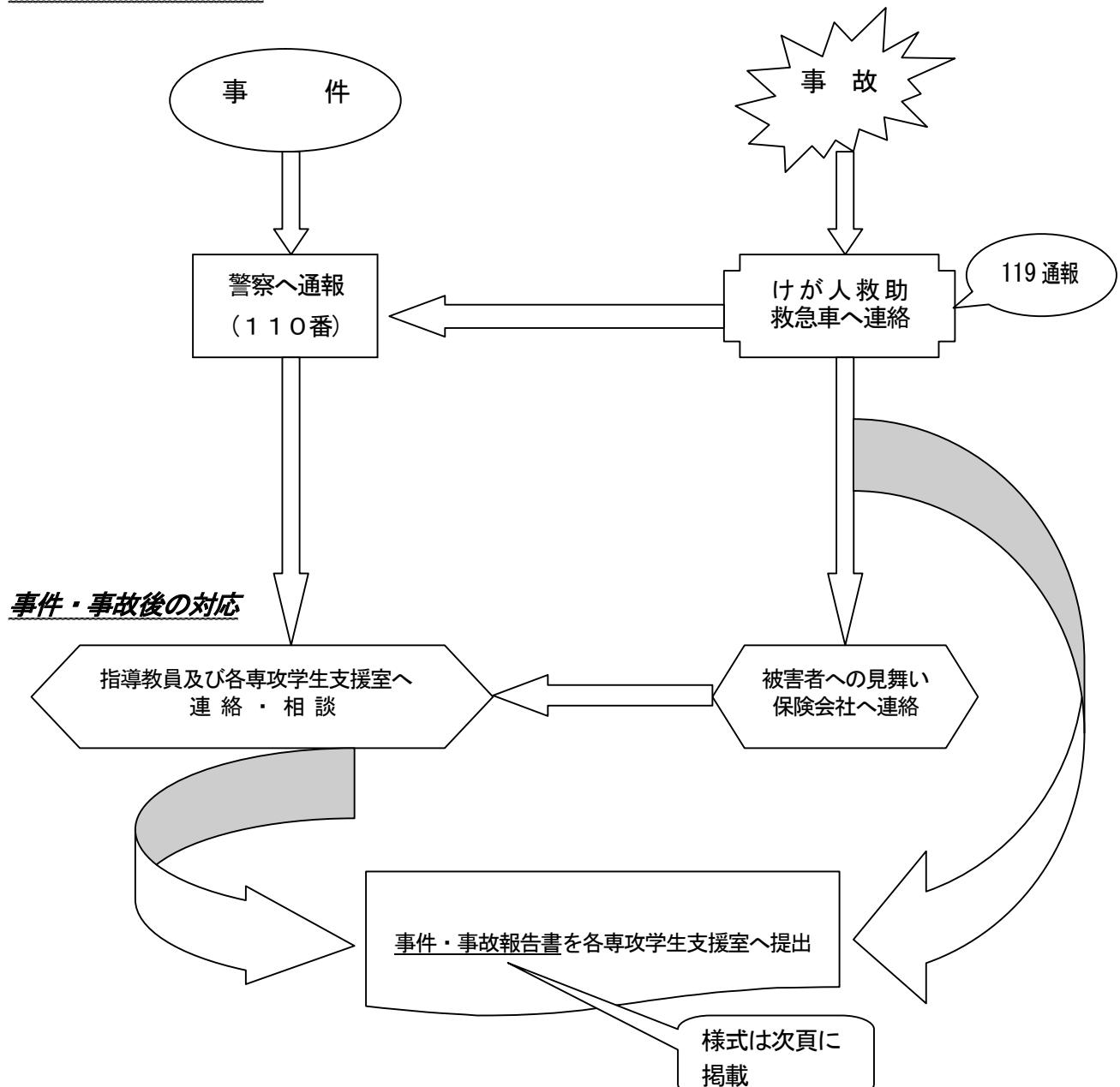
区分	提出期限	備考	参照頁
住所等変更届	その都度	転居したら速やかに提出	P 3 9
授業料免除願	願書交付 前期 1月頃 後期 7月頃	受付場所 (東広島地区) 教育・国際室学生生活支援グループ(学生 プラザ3F) (東千田地区) 東千田地区支援室	P 4 0
日本学生支援機構奨学金 (旧日本育英会)	願書交付 4月 受付 4月		
各種育英団体奨学金	その都度		P 4 1
学生証再発行願	〃	再発行手数料2,000円(平成24年度現在)	P 3 9
学生旅客運賃割引証	〃	JRは証明書自動発行機を使用して(年間20枚まで)各自で発行してください。 フェリーについては学生支援室へ申し込んでください。	
通学証明書	〃	JR、バス等の定期乗車券を購入する際、必要です。	
在学証明書	〃	証明書自動発行機を使用して各自で発行してください。	
学生健康保険組合 医療費請求	毎月10日	受付場所 (東広島地区) 教育・国際室学生生活支援グループ(学生 プラザ3F) (東千田地区) 東千田地区支援室	P 4 4
学生教育研究 災害障害保険	その都度		
学生団体結成届	〃	詳細は掲示による。	P 113
施設(講義室)使用願	〃	3日(休日を除く)前までに申し込んでください。	P 4 5
構内駐車証	別途掲示 (毎年4月頃)	交通安全講習会を受講していない場合は申請できません。詳細は別途掲示します	P 3 8

(注) 1. 上記の諸願・届出の用紙は、各担当窓口に備え付けてあります。

2. 証明書等受領の際は、学生証が必要です。

2. 事件・事故発生時の対応について

事件・事故が起きたら



指導教員氏名	連絡先
	(TEL)

指導教員氏名及び連絡先は学生各自で記載してください。

事件・事故報告書

平成 年 月 日

氏名(ふりがな)		研究科・専攻 (学生番号)	
現住所	TEL _____ 携帯電話_____		
帰省先	TEL _____		
指導教員			
発生日時			
場所			
相手氏名・(住所TEL等)			
事件・事故の概要			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
発生原因(具体的に記入すること。例:アルバイトによる疲労から居眠り運転等)			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
その他の (運転免許取得年月日等)			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			

3. 通 学 方 法 等 に つ い て

1 通学方法について

最近、広島大学の学生の事故が多発（被害・加害とも）しています。死亡・負傷等により、大学生活に支障を来しているケースが多くあります。

このような状況からも、自動車・バイク等による通学は、事故発生の状況や駐車場の問題もあり、公共交通機関を利用するようしてください。

東広島キャンパスでは、やむを得ない事情により自動車を利用して通学する際は、「構内駐車証」及び「パスカード」の交付を受ける必要があります。（自動二輪車・原動機付自転車については、交付していません。）毎年4月に開催される交通安全講習会を受講していないと交付されませんので、交付を希望する学生は必ず受講してください。

また、東千田キャンパスでは、自動車での通学は認められておりません。ただし、身体的な理由により自動車による通学が必要な場合は、東千田地区支援室に相談してください。

なお、駐車・駐輪する際は、指定の場所に置き、他の迷惑にならないように心掛けてください。身障者用スペースには、絶対に駐車しないでください。

2 交通事故防止について

自動車・バイク等を運転するときはもちろんのこと、歩行中に被害にあうケースもあります。公道及び大学構内でも交通法規・交通道徳を遵守するとともに、安全には十分注意し、交通事故防止を心掛けてください。

なお、大学構内といえどもノーヘルメット、原動機付自転車への複数乗車、ノーシートベルト、制限速度20kmの速度オーバー等も道路交通法によって取締りを受ける対象となります。交通事故防止のため絶対に行わないようにしてください。

万一、事故を起こした場合は、前項「2. 事件・事故発生時の対応について」を見て対処してください。

4. 学 生 生 活 に つ い て

1 掲示及び連絡方法等について

本学から学生の皆さんへの伝達・連絡事項は、「My もみじ」及び大学院の掲示板により行いますので、1日に1度は両方の掲示板を必ず確認してください。掲示を見なかつたために思いもかけぬ不利益を生ずることがありますので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんに既に周知しているものとして処理しますので、見落としや誤解のないように注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遗漏のないようにしてください。

また、他研究科・学部等の授業を受講している場合は、当該研究科等の「掲示板」にも十分注意しておいてください。

家族等より電話で呼出の依頼があっても対応できません。必要な用件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が本研究科の掲示板を利用したい場合は、あらかじめ各専攻学生支援室（東千田キャンパスは東千田地区支援室）に申し出てください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任を持って撤去してください。

*「掲示板」の位置は、建物平面図を参照してください。

2 学生証及び住所等変更届について

(1) 学生証

学生証は常に携帯し、証明書を受領する際などに、職員の要求があれば提示してください。

学生証の有効期間は、修業年限（博士課程前期は2年、博士課程後期は3年）の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。有効期限を経過した学生証は、速やかに各専攻学生支援室（東千田キャンパスは東千田地区支援室）へ返却してください。

学生証の更新を要する場合、学生証を紛失又は汚損した場合は、「学生証再発行願」を学生支援室に提出し、学生証の交付を受けてください。

(2) 住所等変更届

年度途中に住居、電話番号等の連絡先を変更したときは、その都度、住所等変更届を提出してください。提出されていない場合は、緊急時の連絡ができません。そのため不利益を被っても責任は負いません。

なお、家族等の連絡先が変更になった場合も届出が必要です。

また、住所等変更届を提出していない学生には、学生旅客運賃割引証（学割証）や通学証明書等が発行できない場合があります。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）、通学証明書及び在学証明書について

学割証（JR）及び在学証明書は、『証明書自動発行機』により発行します。学生証がないと発行機を利用できませんので、必ず携行してください。併せて入学時に配付した「広大パスワード」も必要となりますので忘れないようにしてください。

通学証明書（JR、バス等の定期乗車券を購入する際必要）及びJR以外（フェリー等）の学割証は、各専攻学生支援室で所定の手続きにより申し込んでください。なお、受領の際は学生証の提示が必要です。

学割証及び通学証明書は、「旅客営業規則」により研究生（外国人研究生を含む）、科目等履修生等の非正規生には発行することができません。

○学割証の使用上の注意事項

学割証は、修学上の経済的負担の軽減、学校教育の復興に寄与する目的で実施されている制度です。学生の自由な権利としての使用を前提としたものではありません。

JR等を利用し、帰省・課外活動等の目的を持って100kmを超えて旅行する必要がある場合に限り、普通乗車券に適用され、年間（4月～翌年3月）に20枚を限度として、使用することができます。学割

証の有効期間は発行日から3ヶ月以内ですので、早めに受領するとともに、使用枚数に限度がありますので、往復乗車券や周遊券を利用するよう、計画的かつ有効に使用してください。

なお、使用に際しては、①記名人に限って使用できる。②学割証によって購入した割引普通乗車券は、記名人以外は使用できない。③学割証によって購入した割引普通乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。等の条件があります。

また、不正使用した場合は、多額の追徴金が課せられます。また、大学が発行停止の処置を受け、全学で学割が使用できなくなる等、不正使用は大学全体に迷惑をおよぼすことになりますので、使用する際は、前記の使用条件を守ってください。

4 授業料納付、授業料免除について

(1) 授業料の納付

授業料の納付期限は、前期分（4月～9月）は4月30日まで、後期分（10月～翌年3月）は10月31日までとなっています。大学から学資負担者あてに郵送される振込用紙により、銀行等の窓口で授業料の振込手続を行います。

また、授業料の納付を怠ると学生及び学費負担者等に督促が行われ、なおかつ、納付されないときは、広島大学通則第43条の規定により除籍となりますので、十分注意してください。

(2) 授業料の免除

授業料免除制度は、経済的な理由などにより授業料を納付することが困難な人が、所定の申請を行うことで、納付すべき授業料の全額または半額の免除を受けることができる制度です。

免除を希望する学生は、「授業料免除申請のしおり」で受付日程等を確認のうえ、受付期間内に申請を行ってください。「しおり」は、前期分は1月下旬から、後期分は7月中旬から、各学部・研究科等学生支援室ならびに教育・国際室学生生活支援グループ授業料免除担当において配付します。

また、書類提出後、授業料免除の結果が判明するまでは、授業料は納入しないでください。

なお、次のいずれかに該当する人が免除対象者となります。

- ① 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる人
- ② 授業料の納付月前6か月以内（新入生は入学年度の最初の学期に限り、入学前1年以内）に次のいずれかの事由が発生し、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる人
 - (ア) 学資負担者が死亡した場合
 - (イ) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (ウ) 学資負担者が失業し、申請時現在、未就職の場合
 - (エ) 申請時現在、学資負担者が長期療養中の場合

(3) 授業料の月割分納

月割分納を希望する学生は、授業料の納付期限までに教育・国際室学生生活支援グループ授業料免除担当まで連絡してください。

5 奨学金について

○ 日本学生支援機構（旧日本育英会）

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法によって設立された特殊法人で、優秀な資質を有し、経済的理由により就学困難な学生に対して、学資の貸与その他育英上必要な業務を行い、国家及び社会に有為な人材の育成と教育の機会均等を目的としています。

(1) 奨学金の種類及び奨学金貸与月額

奨学金の種類及び奨学金月額は、下記のとおりです。

第一種奨学金 【無利子貸与】	博士課程前期 50,000円 又は 88,000円 博士課程後期 80,000円 又は 122,000円
第二種奨学金 【有利子貸与】	貸与月額 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円 *希望する月額を選ぶことができます。 *返還時には年3%を上限として利子（変動）が課せられます。

*第一種奨学生と第二種奨学生を併せて申請することができます。

*入学時特別増額貸与（有利子）を申請することができます。

(2) 奨学生の募集及び出願手続き

奨学生は、原則として4月に募集を行います。募集に関してはその都度掲示（「My もみじ」も含む）しますので、希望者はそれを確認し出願手続きをしてください。

ただし、家計急変のため、緊急に奨学生の必要が生じた場合は、年間を通じていつでも出願できます。詳細については、教育・国際室学生生活支援グループ奨学生担当へ問い合わせてください。

(3) 奨学生の交付、奨学生継続願及び異動届等

- ① 奨学生は、あらかじめ届け出ている奨学生の銀行口座に毎月1回当月分が日本学生支援機構から直接振り込まれます。
- ② 日本学生支援機構奨学生で、次年度も引き続き奨学生の貸与を希望する奨学生は、冬季に奨学生継続願の手続きが必要です。手続き後には、大学において奨学生継続の可否を審査する「適格認定」を行います。経済状況、学業成績等を総合的に審査し、場合により「停止」、「廃止」等の措置がとられることがあります。また、所定の期限までに継続願を提出しない場合には、奨学生の資格を失うことになります。
- ③ 奨学生は、次のような異動が生じた場合は、日本学生支援機構所定の用紙により、教育・国際室学生生活支援グループ奨学生担当（東千田キャンパスの学生は東千田地区支援室）で速やかに手続きを行ってください。
(ア) 氏名、住所、連帯保証人、保証人及び銀行口座を変更するとき
(イ) 休学、留学、長期欠席及び復学するとき
(ウ) 退学、転専攻、転研究科及び転学するとき
(エ) 貸与を辞退するとき
(オ) 死亡したとき（連帯保証人が届出）

- ④ 奨学生として、成績不良、性行の状況が適当でない場合や、上記(ア)～(オ)の届出を怠ったときは、奨学生の保留・休止・停止及び廃止とされることがあります。

(4) 奨学生の返済

貸与された奨学生は、貸与が終了した月の翌月から起算して6か月を経た時から初回の返還があり、以後、所定の期間内に月賦、月賦と半年賦の併用等で返還しなければなりません。

ただし、次の場合は、貸与された奨学生の返還が猶予又は免除されます。

- ① 大学を卒業後、大学院に進学したとき、又は借用証書提出後引き続き在学する場合は、「在学届」を提出することにより、修了・卒業時まで返還は猶予されます。
- ② 卒業・修了後、災害・傷病・その他やむを得ない自由が生じ、返還が困難とみとめられる場合は、願出により一定期間猶予されます。
- ③ 本人が死亡又は心身障害により返還不能となったときは、願出により免除されます。

(5) 特に優れた業績による返還免除

第一種奨学生の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、奨学生の全部又は一部が免除される制度があります。学問分野での顕著な成果や、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける目覚ましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価されます。

○ その他の各種育英団体

日本学生支援機構以外の奨学生の募集については、各奨学団体からの募集の都度、広島大学ホームページに一覧を掲載しますので、希望者は、教育・国際室学生生活支援グループ奨学生担当へ申し込んでください。

また、都道府県市区町村の教育委員会で直接取り扱っている奨学生もありますので、出身地の教育委員会に問い合わせてみるのもよいでしょう。

6 就職について

本研究科では、学生の自由応募制を採用しています。修了して、どんな職業に就くかは、自分の将来を決める重要な問題です。職業選択に当たって【自分とは何か（自分を見つめなおす）？】【自分に適した職業（職種）は何か？】を、平素から十分に熟慮し、志望先を決定する必要があります。しかし、就職は学生

の最大関心事ですが、いたずらに早くから就職情報等に気を遣うより、学生生活の充実に努力してください。

就職に関することは、各専攻学生支援室（東千田キャンパスは東千田地区支援室）又、全学としてキャリアセンターが担当していますので、相談のある場合は、気軽に訪問してください。

7 アルバイトについて

一般アルバイト、家庭教師の紹介については、広島大学消費生活協同組合（広大生協）で行っています。詳しくは、【もみじTOP：Link→広大生協アルバイト情報サイト「キャンパスワーク」】（URL：<http://job.hucoop.jp/>）を参照してください。

東千田キャンパスでは、東千田地区支援室で受け付けた求人票を掲示しますので、自分に合ったアルバイトを選び、申し込んでください。

家庭教師を希望する学生を対象に、毎年前期期間中（5月下旬予定）に家庭教師指導講習会（約3時間）が開催されます。開催日時については、広大生協のホームページ上で事前にお知らせがありますので、注意しておいてください。家庭教師についての講習会に参加した学生（一度受講すれば在学中有効）にのみ紹介されます。

なお、アルバイトを行うに際しては、就学に支障のない範囲で行うことが大切です。自動車の運転、重量物の運搬等危険を伴う作業、外交販売・勧誘・集金・風俗営業、深夜・終夜勤務などについては、就業しないようにしてください。

8 保健について

（1）保健管理センター

保健管理センターは、心身両面の健康診断や健康相談等を行い、学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

【主な業務内容】

① 定期健康診断

毎年、4月に全学生を対象に定期健康診断が行われますので、毎年必ず受診してください。日時・場所等の詳細は掲示により通知します。その他の時期の健康診断は行われませんので注意してください。

なお、（特に修了予定の学生は）定期健康診断を受診していないと、就職等の際に必要な健康診断証明書等の証明書が交付されません。また、再検査未受診者も交付されない場合がありますので、再検査を要する場合は、必ず受診してください。

② 各種相談・診療等

東 広 島 地 区	メディカル部門 (健康管理センター)	メンタルヘルス部門 カウンセリング部門 (学生プラザ4F)
	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
健康相談	○	○
診療（内科）	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	
歯科健康相談	●（予約制）	
婦人科健康相談	●（予約制）	
泌尿器科健康相談	●（予約制）	
応急処置	○	○
健康診断証明書の発行	○	○
メンタルヘルス相談		●（予約制）

カウンセリング 学生相談		● (予約制)
留学生のための心理相談		● (予約制)

霞 地 区 東 千 田 地 区	保健管理センター霞分室 (総合研究棟北側)	保健管理室 (東千田地区)
	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 12:30～21:15
健康相談	○	○
診療 (内科)	○ 月曜日： 9:00～10:45 12:15～15:00 木曜日： 9:00～10:45 14:00～15:00	○ 月曜日： 18:00～19:30 水曜日： 18:30～20:30
婦人科健康相談	● (予約制)	
応急処置	○	○
健康診断証明書の発行	○	○
メンタルヘルス相談	● (予約制)	● (予約制)
カウンセリング 学生相談	● (予約制)	● (予約制)
留学生のための心理相談	● (予約制)	● (予約制) 注意：霞キャンパスで実施

*東千田につきましては、学生長期休業期間中は、時間が異なりますので、気をつけてください。

(留意事項)

- ・ 婦人科健康相談、泌尿器科健康相談、カウンセリング、メンタルヘルス相談は予約が必要です。曜日、時間、担当医、担当カウンセラー等の詳細についてはお問合せください。
- ・ 薬が必要な方は、必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。
- ・ 健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は保健管理センターで申し込んでください。

【連絡先】

東広島地区 メディカル部門（保健管理センター）☎(082)424-6191, 6192
メンタルヘルス部門（学生プラザ4F）☎(082)424-6186
カウンセリング部門（学生プラザ4F）☎(082)424-6187

霞地区 保健管理センター霞分室（総合研究棟北側）☎(082)257-5096

東千田地区 保健管理室 ☎(082)542-6970

(2) ピア・サポート・ルーム

大学の施設の場所や授業について、また、こころの問題についての相談を、学生の相談員（ピア・サポート）が行っています。

「どうしよう？」「どこに行けばいいんだろう？」といった悩みをもたらしたら、まずはピア・サポート・ルームをのぞいてみてください。

大学から正式に認定された専門のカウンセラーの先生から指導を受けたピア・サポートナーが、同じ学生の立場から親身にお話を伺います。

場所：学生プラザ4F / 開室時間：月曜日～金曜日 12:00～16:00

☎(082)424-6328

(3) 留学生相談

国際センターでは、全学の留学生を対象に、相談指導を行っています。事前に予約をしておくことを勧めます。

<生活上の相談>☎(082)424-4541 (学生プラザ3F), <修学上の相談>☎(082)424-6289 (教育学部K309)

(4) ハラスマント相談室

本学では、セクシャルハラスメント等のハラスメント問題について、専門相談員と相談員が、相談に応じています。ハラスメント相談室は中央図書館地下1階にあります。

☎(082)424-7204 (直通) e-mail:harass@office.hiroshima-u.ac.jp

9 学生健康保健組合について

学生健康保険組合に組合費を納入した学生は、病院や薬局で健康保険適用による診療や調剤を受け、支払った自己負担金額合計が1ヶ月2,422円以上の場合、医療給付金を請求することができます。

請求する場合は、各専攻学生支援室で所定の「診療報酬証明書・医療給付金請求書」を受け取り、学生記入欄を記入後、領収書（「保険適用合計金額（または保険点数）と負担割合」が明示され、領収印があること）と振込口座が確認できるものとともに、翌月10日までに教育・国際室学生生活支援グループ学生保険担当（東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室）へ持参してください。

給付額は、組合員が負担した金額から1,000円を控除した後の金額の7割を給付します。年間給付限度額は、歯科診療限度額5,000円を含めて50,000円です。詳細は、入学時にお渡しした「学生健康保険組合のしおり」をご確認ください。

また、修了延期等で組合加入期間を超えて在学する場合は、組合費1年分（2,500円）を4月中に学生健康保険組合へ納入（郵便振替による）すれば、引き続き組合員となることができます（組合員のみ）。

研究生・科目等履修生及び外国人研究生も加入することができます。

10 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）について

この保険は、学生が教育研究活動中に被った傷害及び学生が大学の正課又は学校行事や課外活動のために、住居と学校施設との間の通学又は学校施設と学校施設との間の移動中に被る種々の傷害に対する救済を目的としています。

(1) 保険料及び保険金

保険料は、平成22年度新入生から大学負担により全員加入となっています。（加入期間は、正規の修業予定期限です。（休学期間も含む））

なお、保険金の種類は、死亡保険金・後遺傷害保険金及び医療保険金があり、支払われる保険金の額は、正課・学校行事中に死亡した場合の2,000万円を最高に、事故の程度・通院日数により決定されます。

(2) 事故の通知

万一、事故・災害にあったときは、直ちに事故の日時・状況・傷害の程度を、教育・国際室学生生活支援グループ学生保険担当（東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室）及び東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス課に届け出してください。事故発生の日から、30日以内に所定の手続きを行わない場合は、保険金の支払いがされない場合があります。

また、保険金請求の際は、保険金請求書（所定の用紙）及び治療期間が記載された医療機関の領収書が必要です（保険金請求金額によっては医師の診断書が必要です）。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、教育・国際室学生生活支援グループ学生保険担当（東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室）で、所定の手続きを行ってください。

11 学生教育研究賠償責任保険について

この保険は、国内において、学生が正課、学校行事、課外活動及びその活動のための往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

また、この保険に加入すると、次の「イターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」にも加入したことになります。

なお、この保険に加入する場合は、前記「学生教育研究災害傷害保険」に加入していることが必要です。

(1) 保険料及び補償金額

保険期間は4月1日から翌年3月31日の1年間で、保険料は340円です。加入手続きをする場合は、残りの修業年限分の保険料を一括納入してください。

支払われる賠償金の額は、被害者の過失割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。（対人賠

償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。免責金額0円です。)

(2) 事故の通知

万一、事故にあったときは、事故の日時・状況・傷害(損壊)の程度を、直ちに教育・国際室学生生活支援グループ学生保険担当(東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室)及び東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス課に届け出て、所定の手続きを行ってください。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、教育・国際室学生生活支援グループ学生保険担当(東千田キャンパスの学生は、東千田地区支援室)で所定の手続きを行ってください。

12 講義室等の使用について

(1) 講義室・演習室等の使用

本研究科の学生が勉強会、集会等の目的で、本研究科の講義室・演習室等の施設を使用したい場合は、東広島地区の施設の使用については、各専攻学生支援室(東千田キャンパスの施設の使用については、東千田地区支援室)へ、使用する3日前(休日は除く)までに使用願を提出し、使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

また、使用後は、火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯を必ず行ってください。

13 遺失物・拾得物について

(1) 遺失物

本学構内で現金や貴重品を紛失したときは、直ちに各専攻学生支援室(東千田キャンパスは、東千田地区支援室)に届け出るとともに、最寄りの警察署及び関係金融機関にも届け出てください。

なお、遺失物で届け出のあったものは掲示若しくは「拾得物陳列ケース」(東広島地区は学生支援室内、東千田キャンパスは証明書自動発行機前に設置)に展示しますので、該当するものがあれば、各専攻学生支援室(東千田キャンパスは東千田地区支援室)に申し出てください。

(2) 拾得物

本学部建物内及び周辺での拾得物は、直ちに各専攻学生支援室(東千田キャンパスは東千田地区支援室)に届け出してください。また、大学構内での拾得物は、最寄りの学部等の学生支援室等へ届け出してください。

14 防犯等への注意について

近年本学の学生が、盜難・窃盗・脅迫に遭ったり、アポイントメント商法や訪問販売等の悪質商法にかかる被害が続出しています。常日頃から被害に遭わないように、貴重品は各自で管理する、夜間は複数で行動するなど、十分な注意が必要です。万一、被害に遭ったときは、直ちに最寄りの警察に通報するとともに、各専攻学生支援室(東千田キャンパスの学生は東千田地区支援室)に連絡してください。

III 修了後の制度

※ この項では、研究生、科目等履修生の手続きについて記載しています。

研究生及び科目等履修生について

○研究生について

研究生とは、本学学生以外の者が、願い出により、原則として1学期（前期又は後期）又は1学年間、特定事項の研究を行うことができる制度です。大学院修了後、研究生として社会科学研究科に入学する希望がある場合は、各専攻学生支援室で詳細を確認の上、所定の手続きをしてください。

なお、出願書類等の提出締切は、以下のとおりです。

- (1) 前期及び1学年間の願い出・・・・・・前年度の2月末日まで
- (2) 後期の願い出・・・・・・・・・8月末日まで

○科目等履修生について

科目等履修生とは、本学学生以外の者が、願い出により本研究科開講の授業科目（演習、特別研究を除く）を1学期(前期又は後期)又は1学年間、履修できる制度です。大学院修了後、科目等履修生として社会科学研究科の授業科目の履修を希望する場合は、各専攻学生支援室で詳細を確認の上、所定の手続きをしてください。

なお、出願書類等の提出締切は、以下のとおりです。

- (1) 前期及び1学年間の願い出・・・・・・前年度の2月末日まで
- (2) 後期の願い出・・・・・・・・・8月末日まで

【担当】

法政システム専攻、社会経済システム専攻・・・・社会科学研究科学生支援室

〒739-8525 東広島市鏡山1-2-1

(法政システム専攻担当) Tel 082-424-7148

(社会経済システム専攻担当) Tel 082-424-7189

マネジメント専攻・・・・東千田地区支援室

〒730-0053 広島市中区東千田町1-1-89 Tel 082-542-6962

IV 諸規則

※ この項では、関係する規則等について記載しています。
自動車通学、学内施設使用等学生生活を送るうえで
関係する規則等もありますので、熟読しておいてください。

1. 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 転学部, 転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
- 第 10 章 研究生, 科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科, 類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科

医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。
(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。
3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月 1 日から 4月 8 日まで
 - (4) 夏季休業 8月 1 日から 9月 30 日まで
 - (5) 冬季休業 12月 24 日から翌年 1月 7 日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあっては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。
- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出した者
 - (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出した者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出した者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願い出した者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
 - 3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学生制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるものほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。

以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

- 第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上、薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
 - (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位、薬学部薬学科にあっては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
 - (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては128単位、薬学部薬学科にあっては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の中途で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総 計	9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総 計	9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部の並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2, 350	610	1, 130	9, 905
平成 22 年度	117	237	2, 357	627	1, 147	9, 960
平成 23 年度	117	237	2, 357	644	1, 164	10, 015
平成 24 年度	117	237	2, 357	661	1, 181	10, 032
平成 25 年度	120	240	2, 357	681	1, 201	10, 049
平成 26 年度	120	240	2, 357	701	1, 221	10, 066
平成 27 年度	120	240	2, 357	711	1, 231	10, 073
平成 28 年度	120	240	2, 357	714	1, 234	10, 073
平成 29 年度	120	240	2, 357	717	1, 237	10, 073
平成 30 年度	115	235	2, 352	715	1, 235	10, 068
平成 31 年度	115	235	2, 352	710	1, 230	10, 063
平成 32 年度				695	1, 215	10, 051
平成 33 年度				680	1, 200	10, 039
平成 34 年度				665	1, 185	10, 027
平成 35 年度				650	1, 170	10, 015
平成 36 年度				640	1, 160	10, 008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
		総計	歯学科	歯学部計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180

		計	180	20	760
経済学部	経済学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	60	10	260
		計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188	
	物理科学科	66			264
	化学科	59			236
	生物科学科	34			136
	地球惑星システム学科	24			96
	計	230	10	940	
医学部	医学科	105		630	
	保健学科	120	20		520
	計	225	20	1,150	
歯学部	歯学科	53		318	
	口腔健康科学科	40			160
	計	93		478	
薬学部	薬学科	38		228	
	薬科学科	22			88
	計	60		316	
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420	
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135			540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115			460
	第四類(建設・環境系)	135			540
	計	490		10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380	
		計	90		380
総 計			2,343	100	9,964

2. 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条－第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条－第 36 条)
- 第 4 章 休学、退学及び転学(第 37 条－第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条－第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条－第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条－第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条－第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雜則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。
- 3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。
(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

　　総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

　　人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

　　学習科学専攻(博士課程前期)

　　特別支援教育学専攻(博士課程前期)

　　科学文化教育学専攻(博士課程前期)

　　言語文化教育学専攻(博士課程前期)

　　生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

　　教育学専攻(博士課程前期)

　　心理学専攻(博士課程前期)

　　高等教育開発専攻(博士課程前期)

　　学習開発専攻(博士課程後期)

　　文化教育開発専攻(博士課程後期)

　　教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

　　法政システム専攻

　　社会経済システム専攻

　　マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

　　数学専攻

　　物理学専攻

　　化学専攻

　　生物科学専攻

　　地球惑星システム学専攻

　　数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

　　量子物質科学専攻

　　分子生命機能科学専攻

　　半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

　　医歯薬学専攻

　　口腔健康科学専攻

　　薬科学専攻

　　保健学専攻

　　医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該

標準修業年限の 2 倍の年数), 博士課程後期及び法務研究科は 6 年, 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は 8 年とする。

(学年)

第 11 条 学年は, 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 12 条 学年は, 前期及び後期の 2 期に分け, 前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで, 後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(休業日)

第 13 条 学年中の定期休業日は, 次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 8 日まで
 - (4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (5) 冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 学長は, 特別の事情があるときは, 前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は, その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは, 前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章 入学

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は, 学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず, 学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 15 条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において, 学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

- 第22条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

- 第23条 学長は、第21条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

- 第24条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。
- (1) 法務研究科における第19条に規定する入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となつたとき 23,000円
- (2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかつたとき その検定料相当額
- (3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかつたとき その入学料相当額

第3章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

- 第25条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、当該研究科が定める。
- 2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

- 第25条の2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたりーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。
- 2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

- 第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

- 第27条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならな

い。ただし、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認められる場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10単位(法務研究科にあっては30単位。ただし、93単位を超える単

位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(法務研究科にあっては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(法務研究科にあっては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 休学、退学及び転学

(休学)

第 37 条 休学については、通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)

第 39 条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第 5 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適當と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第7号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試間に合格したときにも授与する。
- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあっては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させことがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させことがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担せざることがある。

第 11 章 雜則

(雑則)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 18 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則第(以下「新規則」という。)4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 保健学研究科、医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
			収容定員		
			平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

(略)

附 則(平成 24 年 6 月 19 日規則第 111 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学	医歯薬学専攻	—	—	97	388

研究科	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究所	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	—	—
	計	48	144	—	—
総計		1,065	2,178	490	1,567

3. 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条—第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 雜則(第 15 条—第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試験に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

- 第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
 - 3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

- 第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。
- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)，かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適當と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試間に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。
- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位授与前に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雜則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があつたとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第102号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学

	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

—別記様式省略—

4. 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることができる。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 25 年 2 月 20 日 一部改正)
この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

科目名	単位数	開設研究科等
アドバンスト・イングリッシュ I	2	外国語教育研究センター
プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2	
人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン 1 (コミュニケーション, プレゼンテーション)	1	
理工系キャリアデザイン 2 (ファシリテーション)	1	
課題発見・問題解決, 発想法	1	若手研究人材養成センター
経済事情	1	
実務マネジメントとリーダーシップ	1	
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
文明共存論	2	総合科学研究科
英米社会論 (国際関係)	2	
学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
グローバル・ガバナンス特論 (地球市民と平和)	2	社会科学研究科
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
ベンチャー起業論	2	工学研究科
技術戦略論	2	
知的財産及び財務・会計論	2	
技術移転論	2	
イノベーション技術経営論	2	
Management of Technology for Innovation	2	
Technology Transfer	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
生命倫理ディベート演習	1	
Practical work on writing reports and presentation (1)	2	

Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科 国際協力研究科
科学教育開発基礎論	4	
能力開発特論	2	
国際関係特論	2	
環境管理技術特論	2	
経済開発政策特論	2	
教育開発特論	2	
アジア文化特論	2	
都市と市民による平和の創造	2	

5. 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出できる者は、職業(定職)を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手續は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

6. 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に關し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 研究生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

—別記様式省略—

7. 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
 - (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者
- 2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
 - (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
 - (6) 医師の健康診断書
- (受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

- 2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。
- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

改正 平成25年3月12日規則第4号

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

8. 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあっては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生許可願(別記様式)
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書
 - (5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し
- 2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。
- 3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

—別記様式省略—

9. 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)

第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)

第 4 章 雜則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

- 2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。
- 3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
 - (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
 - (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

- 2 前項の大学間協議は、学部にあっては学部の教授会、研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- 2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

- 2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。
 - (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雜則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成23年5月17日規則第86号)

この規則は、平成23年5月17日から施行する。

10. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関する必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

- 2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。
- 3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかつたときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

—別記様式省略—

1.1. 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

① 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき、到達度の評価は、「非常に優れている」、「優れている」、「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い、その評価は、次のいずれかによるものとする。

1. 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。
- 5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～

79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは、平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日　一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

1.2. 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

13. 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であつて経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であつて、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
 - (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
 - (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
 - (1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)
 - (2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、

広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

—別記様式省略—

14. 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあっては当該学部の長に、その他の施設の場合にあっては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

15. 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあっては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。
- (2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあっては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施

設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあっては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

—別記様式省略—

16. 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

17. 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
　　退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
　　停学又は訓告
　　事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる
- ③ 場合
　　訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
　　学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主觀的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招來した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

- (2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な情況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があつたものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続きの期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続きの期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒を実施した場合、学生の氏名、学生番号、懲戒の内容及び懲戒の事由等は、当該学生以外には明らかにしないものとする。

ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等作成上の留意事項

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載しないものとする。

9 雜則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年3月31日 一部改正)

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

18. 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方によっている。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいはず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

[1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

[2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4 指針 8(3)「推薦書類等作成上の留意事項」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する

履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成22年9月21日から施行する。

19. 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第3条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第4条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第5条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第6条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

- 2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。
- 3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第7条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第8条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成20年1月15日規則第7号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

- 2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。
 - 3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。
 - 4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。
 - (1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
 - (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。
- (防止及び啓発)
- 第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。
- (相談体制)
- 第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。
- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

- 第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
 - 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
 - 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
 - 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

- 第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

- 第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

- 第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てができるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

21. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあっては当該部局等の長、他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の許可申請資格等)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証等の許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者。ただし、次に該当する者は除く。

- イ 下見職員宿舎又はがら職員宿舎に居住している者
- ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

- イ 学部学生の1年次生及び2年次生
- ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者
- ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5) 所用のため構内を訪れる外来者

- (6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者
- (7) 商用等のため構内を訪れる業者
- (8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の許可申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあっては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし、4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
 - (2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあっては、隨時申請できるものとする。
 - 2 構内駐車証等の種類及び許可申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
 - (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。
- (経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者負担金は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円
4 パスカード再発行(1枚)	500円

- 4 既納の利用者負担金は、返還しない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは、利用者負担金を免除するものとする。

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
 - (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
 - (2) 消防車等の緊急自動車
 - (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車
 - (4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車
 - (5) その他学長が特別に認めた自動車
- (事故処理等)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 24 年 10 月 30 日 一部改正)
この細則は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

—別紙及び別記様式省略—

22. 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東千田地区支援室をいう。

(入構制限)

第3条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、自動車にあっては構内駐車証及びパスカードを、二輪車にあっては構内駐輪証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあっては当該部局等の長、他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証及びパスカードの許可申請資格等)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証及びパスカードの許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 構内の部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者

(2) 構内の部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者

(3) 放送大学広島学習センターの職員

(4) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(5) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証及びパスカードの許可申請期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号から第4号までに該当する者にあっては、毎年4月1日から4月30日までとし、5月1日以降は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第5号に該当する者にあっては、随時申請できるものとする。

2 構内駐輪証は、随時申請できるものとする。

3 構内駐車証等の様式及び許可申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、警備員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に自動車により入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務は、外部委託するものとする。

2 前項に定める車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

4 利用者の負担金については、次に掲げる者にあっては、これを免除することができる。

(1) 第4条第5号に該当する者

(2) 二輪車により入構する者

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、警備員に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。

(3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「警備員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、第 10 条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を探ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 2 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチーフ、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を探った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両

(4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第 15 条 構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成23年3月31日 一部改正)
この細則は、平成23年4月1日から施行する。

—別紙及び別記様式省略—

広島大学歌

広島大学選定
広島大学教育学部音楽科

1

光あり
遠き山なみ 輝きて
新たなる日は ひらけたり

ああわれら
はてなき空に かたちなす
真をぞ きはめん望みなり

2

流あり
古き歴史は 七筋に
わかれてとはに 伝へたり

ああわれら
移らふ時に かはらざる
善きをこそ 努めん集ひなり

3

緑あり

つよき不死の樹 広ごりて
葉末は風に そよぎたり

ああわれら
明るき道に 影しるす
美しきもの 求めん願ひなり

23. 広島大学大学院社会科学研究科講義室等使用要領

平成 19 年 3 月 28 日

研究科長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、広島大学大学院社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の講義室及び演習室（以下「講義室等」という。）を授業以外の目的での使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 講義室等は次の各号に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本研究科、法学部及び経済学部の学生が行う研究会及び課外活動等
- (2) その他広島大学大学院社会科学研究科長（以下「研究科長」という。）が適當と認めた行事等

(使用できる日及び時間)

第 3 講義室等を使用できる日及び時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、研究科長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間に該当する日を除く。
- (2) 使用できる時間は、授業又は演習に使用する場合を除き次の表のとおりとする。

区分	授業期間中	授業期間以外の日
東広島キャンパス	午後 4 時 30 分～午後 9 時	午前 9 時～午後 7 時 30 分
東千田キャンパス	午後 9 時～午後 10 時	午後 1 時～午後 9 時

- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、土曜日は、東千田キャンパスの本研究科に在籍する学生に限り、東千田キャンパスの講義室等を午前 10 時 30 分から午後 9 時まで使用できるものとする。

(使用手続及び使用許可)

第 4 講義室等を使用する者は、使用する日の 3 日前までに別記様式による広島大学大学院社会科学研究科講義室等使用願を研究科長に提出し、その使用の許可を受けなければならない。ただし、第 2 第 2 号に規定するその他研究科長が適當と認めた行事等で広島大学財務会計処理細則 7-4 の規定の適用を受ける場合は、別に定めるところによる。

(使用の中止)

第 5 第 4 の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止するときは、遅滞なく研究科長に届け出るものとする。

(使用者の遵守事項)

第 6 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。

- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) 揭示又ははり紙をしないこと。
- (7) 施設、設備又は備品を破損した場合等は、速やかに学生支援グループに連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 使用後は、清掃するとともに備品を整理・整頓し、消灯及び戸締まりを行うこと。
- (9) その他学生支援グループの指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7 研究科長は使用者が第6各号の一に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 研究科長は、前項に定めるもののほか、業務上必要と認めたときは、講義室等の使用許可を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第8 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備又は備品に滅失又はき損等の障害を与えたときは、その現状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9 講義室等の使用に関する事務は、社会科学研究科支援室学生支援グループ(東千田キャンパスに係るものにあっては東千田地区支援室学生支援グループ)において処理する。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、講義室等の使用に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

—別記様式省略—

24. 広島大学東千田校舎体育室使用要領

平成 19 年 3 月 28 日

研究科長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、広島大学東千田校舎体育室（以下「体育室」という。）を正課体育授業以外の目的での使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 体育室は、次の各号に掲げる目的に使用する。

- (1) 東千田キャンパスの法務研究科に在籍する学生の課外体育活動
- (2) その他大学院法務研究科長（以下「研究科長」という。）が適当と認めた行事等

(使用できる日及び時間)

第 3 体育室を使用できる日及び時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、研究科長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 使用できる日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午後 9 時 15 分から午後 10 時 15 分までとする。ただし、土曜日及び日曜日については、午後 1 時から午後 7 時までとする。

(使用の手続き及び許可)

第 4 体育室を使用する者は、使用する日の 3 日前までに別記様式による使用願を研究科長に提出し、その使用の許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第 5 第 4 の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止しようとするときは、遅滞なく研究科長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第 6 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。
- (4) それぞれ専用の用具を使用することとし、土足で入らないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (7) 掲示及びはり紙をしないこと。
- (8) 施設、設備又は備品を破損した場合等は、速やかに学生支援グループに連絡し、その指示に従うこと。
- (9) 使用後は、清掃するとともに備品を整理・整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (10) 騒音の防止など、環境の保持に努めること。

(11) その他学生支援グループの指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7 研究科長は、使用者が第6各号の一に違反した時は、使用の許可を取り消すことができる。

2 研究科長は、前項に定めるもののほか、業務上必要と認めたときは、体育室の使用許可を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第8 使用者は、故意又は重大な過失により、体育室の施設、設備又は備品に滅失又はき損等の損害を与えたときは、その原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9 体育室の使用に関する事務は、東千田地区支援室学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、体育室の使用に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

—別記様式省略—

